令和７年度大熊町移住定住広報業務委託

企画提案書プロポーザル募集要領

1　業務の目的

大熊町では、「大熊町第三次復興計画（令和5年12月）」において、町の復興やまちづくりの担い手として、多くの方を呼び込むことの重要性を挙げており、「大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和7年3月）」では、令和16年までの人口目標を4000人としていることから、移住定住に関する広報及びPRを令和5年から「大熊町 移住・定住に関する広報戦略」に基づき実施している。

当町のまちづくりにおいて、移住定住施策等による新規住民の獲得は、町を発展させるために重要な取組の一つであり、復興計画の重要施策にも挙げられる。本業務は「大熊町 移住・定住に関する広報戦略」に定める主要なターゲット層もしくは将来的にターゲット層に合致する可能性のある者が求めるものを明確化し、戦略に基づいた戦術の立案と広報の実施を目的として、「大熊町移住定住広報業務委託」（以下、「本業務」という。）を実施する。

2　業務内容

（1）対象業務　令和７年度大熊町移住定住広報業務委託

（2）仕様　別紙「大熊町移住定住広報業務委託仕様書」のとおり

（3）委託業務期間　　委託契約の締結の日から、令和8年3月31日までの期間

（4）委託費の上限 金102,883,000円（消費税及び地方消費税込み）

3　プロポーザルに係る事項

（1）プロポーザルの参加資格

　　　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑧の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の技術提案は受け付けない。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しないこと。
2. 公告の日から企画提案書提出期限の日までの間に、大熊町及び国の機関における入札参加制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは賄賂、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
3. 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2 年を経過しない者

1. 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。

ア 民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者

イ 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者

ウ　破産法（平成16 年法律第75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2 条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
2. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
3. 過去5年間、自治体等から移住定住等に関するPR事業を受託した実績があること。
4. 租税を完納していること。

（2）実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4　スケジュール及び様式一覧

（1）スケジュール（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 日　程 |
| 公募開始 | 令和7年4月4日(金) |
| 質問受付期限 | 令和7年4月21日(月)16:00まで |
| 質問回答 | 令和7年4月22日(火) |
| 参加資格確認申請書提出期限 | 令和7年4月24日(木)16:00まで |
| 企画提案書提出期限 | 令和7年4月24日(木)16:00まで |
| 審査会（プレゼンテーション） | 令和7年5月1日(木)  ※ただし、参加者多数の場合は日程を調整する可能性があり、確定した日時は別途通知する。 |
| 審査結果の通知 | 令和7年5月1日(木)以降 |

（2）様式一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 様式番号 | 項目 |
| 様式第1号 | 質問書 |
| 様式第2号 | プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書 |
| 様式第3号 | 会社概要 |
| 様式第4号 | 守秘義務誓約書 |
| 様式第5号 | 業務実施体制書 |
| 様式第6号 | 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 |

5　質問等の受付

　　質問については、以下により受け付ける。

（1）受付期限　令和7年4月21日（月）16:00まで（必着）

（2）提出方法

質問書（様式第1号）により、大熊町役場生活支援課宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】大熊町移住定住広報業務委託」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール：[seikatushien@town.okuma.fukushima.jp](http://dnets/scripts/dneo/zwmljs.exe?_=1621493046844)（生活支援課宛）

（3）回　　答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和7年4月22日（火）に大熊町役場のホームページに公表する。なお、個別での回答は行わない。

6　プロポーザル参加資格確認申請書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルの参加に必要な資格確認を受けること。資格確認の結果について、後日町から通知を行う。なお、この提出がない者の技術提案は受け付けない。

（1）提出期限 令和7年4月24日（木）16:00まで（必着）

（2）提 出 先 大熊町役場 生活支援課

（3）提出書類

① プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書（様式第2号）

② 会社概要（様式第3号）

③ 本要領3プロポーザルに係る事項（1）プロポーザル参加の要件⑦に示す業務実績を満たしていることを証する書類の写し

（4）提出方法

予め提出日時を連絡のうえ、電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

7　企画提案書の提出

　　プロポーザルに参加する意思のある者は、次の技術提案に関する書類を提出期限までに提出すること。

（1）提出期限　令和7年4月24日（木）16:00まで（必着）

（2）提出先　大熊町役場 生活支援課

（3）提出書類

1. 企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格A4判とする）
2. 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする）
3. その他技術提案を説明するのに必要な書類
4. 会社概要（様式第3号）と、直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）
5. 守秘義務誓約書（様式第4号）
6. 業務実施体制書（様式第5号）
7. 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
8. 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

1. 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

（4）提出部数

・①～⑨につき、印刷1部及びＰＤＦデータ

　　 ・その他、審査委員会用のＰＤＦデータとして、①企画提案書、④会社概要（決算書類除く）及び⑥業務実施体制書について、一つのＰＤＦデータに合体させたものを提出すること。（④、⑥、①の順とすること）

（5）提出方法

　　　予め提出日時を連絡のうえ、電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

8　企画提案書の内容

　　企画提案書には別紙「大熊町移住定住広報業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき作成すること。

なお本業務では、移住定住施策に対する一般的な知識・経験・ノウハウ等に加えて、大熊町の地域特性等を十分理解することが必要不可欠であるため、提案者は「大熊町第三次復興計画（令和5年12月）」、「大熊町移住・定住中期戦略」及び「大熊町 移住・定住に関する広報戦略」等を熟読した上で資料を作成すること。

※大熊町第三次復興計画は、大熊町公式ホームページに掲載されている。

1. 提案内容
   1. 大熊町移住定住情報発信等業務
   2. 町会議体、広報チームの移住定住にかかる活動支援
   3. 大熊町移住・定住中期戦略及び広報戦略更新支援

（2）留意事項

仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

9　企画提案書等の提出に際しての留意事項

（1）失格又は無効

　　　次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

1. 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
2. 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
3. 積算書が委託費の上限額を超過する場合
4. 提出書類に不備があった場合。
5. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
6. 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
7. 本要領に違反すると認められる場合。
8. その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

（2）複数技術提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

（3）辞退

　　　提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

（4）費用負担

　　　プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

（5）その他

1. 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
2. 提出された企画提案書等は返却しない。

10　審査に関する事項

（1）審査方法

　　　町は本業務に関する審査委員会において提案内容を総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を特定する。

（2）審査会（プレゼンテーション）

　　　企画提案書及び技術提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

　　　本審査で特定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

1. 開催日時及び会場

令和7年5月1日（木）

※ただし、参加者多数の場合は日程を調整する可能性があり、確定した日時は

別途通知する。

大熊町役場 2階　大会議室　9:00～

※技術提案者が審査会場に入室できる人数は3名までとする。

1. 審査所要時間

プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度を目安とする。

1. 評価基準

下記の項目に基づいて評価・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。

ただし、評価内容「業務遂行」で審査委員の平均点数が10点に満たない者または、審査委員の総合点数の平均が70点に満たない者は選定されない。

なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額も同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

1. 通知等

町は審査結果を速やかに参加者に通知する。なお、審査結果や選定内容による異議申し立ては受け付けない。

1. その他

・提案者が1社のみの場合においても、本審査を実施する。

・プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、企画提案書に

記載のない新たな提案等は行わないこと。

・プレゼンテーション当日の機器等の準備については、開催日時と合わせて別途通

知をする。

【評価概要】

|  |  |
| --- | --- |
| 評価内容 | 配点 |
| 業務遂行 | 25点 |
| 技術提案 | 95点 |
| 金額評価 | 10点 |
| 合計 | 130点 |

【評価基準】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 | 採点 |
| 1．業務遂行 | | | (25) |  |
|  | 計画 | 提案された計画の工程が提案内容ごとに明確化されているか。 | 5 |  |
|  | 体制 | 提案された計画を実施する十分な体制か。また、業務内容ごとに豊富な知識・経験を有する人材を配置しているか。 | 10 |  |
|  | 実績 | 自治体等からPR業務を受託し、効果的に遂行することができたか。 | 10 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 2．技術提案 | | | (95) |  |
|  | 地域性、町広報戦略への理解 | 大熊町が置かれている状況や「大熊町第三次復興計画」、「大熊町 移住・定住に関する広報戦略」を十分に理解した上で、事業が提案されているか。 | 10 |  |
|  | 移住定住等への紐づけ | 「大熊町 移住・定住に関する広報戦略」の「3. 取組内容」に基づき、各対象への効果的なコンテンツを作成するための実現性の高い提案がされており、移住定住や来訪機会の創出など関係人口拡大へとつながる提案となっているか。 | 20 |  |
|  | 分析及び改善 | 広報戦略に設定されたKPI、KGI及び施策成果指標に基づき、実施した広報の効果分析・評価・改善を適切に実施し反映される仕組みが提案されているか。また、高品質かつ再生利用可能なコンテンツが作成、蓄積できる提案となっているか。 | 20 |  |
|  | 町移住定住情報の発信媒体の更新や改善 | 町が現在取り組んでいる移住定住の情報発信媒体の効果的な改善や、更新支援にかかる提案がされているか。 | 10 |  |
|  | 閲覧者の確保と拡大 | 町移住定住情報の閲覧者確保と拡大（波及）に関する提案がされており、実現性があり町が求める層に対する確保に繋がっているか。 | 10 |  |
|  | 広報チームの組成と支援 | 町民を主体とした広報チーム組成について人材育成や広報活動に対する支援など持続可能な取り組みに繋がる提案となっているか。 | 10 |  |
|  | 会議体運営支援 | 各会議体の運営について、町や関係機関の体制等を把握し、必要な支援や調整等が盛り込まれた提案となっているか。 | 5 |  |
|  | 関係団体・企業との連携 | 町内外団体・企業との連携支援に対する提案があり、移住定住の広報に繋がる提案となっているか。 | 10 |  |

【積算額の評価】

以下の算式により換算し、得点を付与する。なお、得点化の際は、小数点以下を切り捨てるものとする。

　価格点＝10点×（全提案者中の最低積算額／当該提案者の積算額）

【評価方法】

　評価項目毎に評価点を付す。

【評価点】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価 | 配点（5点） | 配点（10点） | 配点（20点） |
| 優れている | 5 | 10 | 20 |
| やや優れている | 4 | 8 | 16 |
| 普通 | 3 | 6 | 12 |
| やや劣る | 2 | 4 | 8 |
| 劣る | 1 | 2 | 4 |

【評価点の算出式】

　評価する審査委員の評価点の総合点数

11　契約の締結等

（1）仕様書の協議等

特定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

（2）契約金額の決定

　　　契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は提案時の積算額を超えないものとする。

（3）その他

　　　契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合点数が次点であった提案者と協議する。

12　問い合わせ先及び各種書類の提出先

　　大熊町役場　生活支援課

〒979-1306　福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

電話番号　0240-23-7456

　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　[seikatushien@town.okuma.fukushima.jp](http://dnets/scripts/dneo/zwmljs.exe?_=1621493046844)（生活支援課宛）